

宇都宮市販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の産業に関する事業者等が、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓のために、一定以上の規模の展示会等に、自社で製造した製品等を出展する事業に要した経費の一部を補助することにより、本市産業の振興に資することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国、地方公共団体、業界団体等による方針、指針、開催ガイドライン等に沿って必要な取組が行われる予定であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 展示会、見本市、商談会等で、販売を主目的としない国内で開催される全国規模の展示会等又は海外で開催される展示会等への出展
- (2) 営利を主目的としない県外で開催される販路の開拓のための産業に関するイベント事業への出展
- (3) その他市長が特に必要があると認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する単独の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）若しくは個人事業者又はその2者以上の者が構成した団体若しくは協同組合等
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する密接関係者に該当しない者
- (4) 過去において、出展する製品、会場、展示会等が全て同一の補助事業の補助金を受けていない者又は類似の補助金等の目的又は費目による補助を受けておらず、かつ、受ける予定がない者

(補助対象経費等)

第5条 補助事業のうち、補助対象経費の区分及び内容は、次のとおりとする。ただし、東アジアを中

心とした国際物流のハブとして海外への販路拡大が期待できる沖縄大交易会に出展する場合は、渡航費、役務費及び輸送費を補助対象経費とする。

| 区分 | 内容 |
|------------|---|
| (1) 出展料 | 展示会等の主催者が定めた展示会等に係る小間料等 |
| (2) 展示装飾費 | 補助対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等の会場設営料 |
| (3) 備品使用料等 | 展示ブース内で使用する商品案内に関するチラシ等の作成費並びに音響・映像機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する費用 |
| (4) 渡航費 | 海外へ出展（沖縄大交易会への出展を含む。以下この表において同じ。）する際に必要な宿泊費、航空賃等 |
| (5) 役務費 | 海外へ出展する際に必要な通訳・翻訳費 |
| (6) 輸送費 | 海外へ出展する際に必要な展示品等輸送費、保険料等 |

2 補助金の区分、補助率及び限度額は、次のとおりとする。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

| 区分 | 補助率 | 限度額 |
|-------------------------|---------------------------------|------|
| (1) 国内で開催される展示会等に出展する場合 | 補助対象経費の3分の1 (共同での申請の場合は2分の1) | 20万円 |
| (2) 海外で開催される展示会等に出展する場合 | 補助対象経費の3分の1 (共同での申請の場合は2分の1) | 40万円 |

(申請の期日)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、展示会等の開催日の2週間前までに、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（原本を複写機により複写したものを含む。）を添えて、市長に提出するものとする。

| 区分 | 書類 |
|--------|--|
| (1) 法人 | ア 事業計画書 イ 補助金額の算出の基礎 ウ 展示会等の開催に係る要領等及び申込書 エ 企業概要書 |

| | |
|-----------|---|
| | オ 会社・法人の登記事項証明書（申請前3か月以内のもの） カ 従業員数を証明する書類 キ 宇都宮市リーディング企業の場合，その認定通知書 ク その他参考となる事項を記載した書類 |
| (2) 個人事業者 | ア 事業計画書 イ 補助金額の算出の基礎 ウ 展示会等の開催に係る要領等及び申込書 エ 事業内容が分かる書類 オ 住民票の写し（申請前3か月以内のもの） カ その他参考となる事項を記載した書類 |
| (3) 団体 | ア 事業計画書 イ 補助金額の算出の基礎 ウ 展示会等の開催に係る要領等及び申込書 エ 団体概要書 オ 団体名簿 カ 会則 キ その他参考となる事項を記載した書類 |
| (4) 組合 | ア 事業計画書 イ 補助金額の算出の基礎 ウ 展示会等の開催に係る要領等及び申込書 エ 組合概要書 オ その他参考となる事項を記載した書類 |

2 補助対象者は、1の会計年度につき1回に限り、補助金の交付の申請ができるものとする。ただし、市内に主たる事業所を有する単独の中小企業者であって、かつ、宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた企業については、1の会計年度につき2回に限り、補助金の交付の申請ができるものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定したときは、その内容及び付した条件を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（展示会等の中止の際の補助）

第10条 補助金の交付決定後に、補助対象者の責めに帰すべき事由によらず、次に掲げるいずれかの場合の展示会等の中止であって、補助対象者への返金が無い場合に限り、支払い義務が生じた補助対象者に対し、第5条第1項及び第2項に規定に基づく補助金を交付するものとする。

- (1) 地震、大雨、強風、火災等による災害の発生による中止
- (2) 感染症等の防止のため、国などからの開催自粛要請等により、主催者の判断による中止
- (3) 展示会等の主催者の経営状況の悪化等による中止
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金等実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 展示会等又はイベントの出展写真
- (2) 補助対象経費の請求書及び支払いがわかる書類
- (3) その他参考となる事項を記載した書類

2 補助対象者は、前条の規定により、展示会等が中止になったときは、速やかに補助金等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 展示会等が中止されたことがわかる書類等
- (2) 支払い義務が生じた補助対象経費の請求書及び支払いがわかる書類
- (3) その他参考となる事項を記載した書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第4号）により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条に規定する補助金等確定通知書による通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金等交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- (2) 振込先口座の通帳の写し

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文

宇都宮市販路開拓支援事業補助金の全部を改正し、令和3年4月1日以降に同要綱第7条に規定する補助金等交付申請書の申請があったものから適用する。ただし、令和3年3月31日までに交付申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。